



広報

とね



茨城県北相馬郡利根町役場
昭和47年6月20日発行 No. 98

天皇誕生日に御下賜金

文間保育所へ

文間保育所は、大字立木円明寺の住職大竹智海氏が昭和十年六月十日創設。爾来氏は三十数年の長きにわたり、幾

多の幼児の保育に専念されてこられました。
このたびの御下賜金もその長い間の実績が認められたもので、まことにおめでたくお喜び申し上げます。
【写真説明】
上 御下賜金と大竹先生。

大きい写真は、隣保館時代の
大竹先生と子どもたち
子どもたちと申しまして
この写真は三十有年前の
ものですから、現在は38
40才のよきお父さん、お母
さんたちです。この人たち
にとっては、思い出深いな
つかしい写真です。

児童手当現況届の

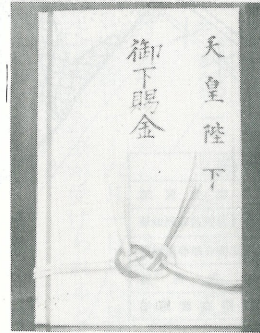
提出についてお願い

昭和四十七年一月から「家庭における生活の安定と次代の社会をなう児童の健全な育成及び資質の向上」を目的に発足した児童手当制度につきましては、この三月に第一回支給要件児童の請求者に手当を支給いたしました。

しかし、その後引き続き支給要件に該当しているかどうか再審査することになり、現況届を厚生課まで提出していただくことになりました。

期間は六月三十日までで、未提出の場合は支給事由の消滅の処理を行なう場合もありますので、期限までに必ず提出してくださいようお願いいたします。

なお、現況届の様式はさきの認定請求書とほぼ同様で、用紙は各受給者に配付しますので申し添えます。



天皇誕生日にあたり、文間保育所(大竹智海所長)に対し、事業奨励のため、金員の御下賜があり、去る五月一日午前十一時五十分、茨城県庁知事室にて、達書並びに御下賜金の伝達が行なわれました。

今般その事業御奨励の思召をもって金巻封を下賜されました。この旨お伝え致します。

昭和四十七年四月二十九日

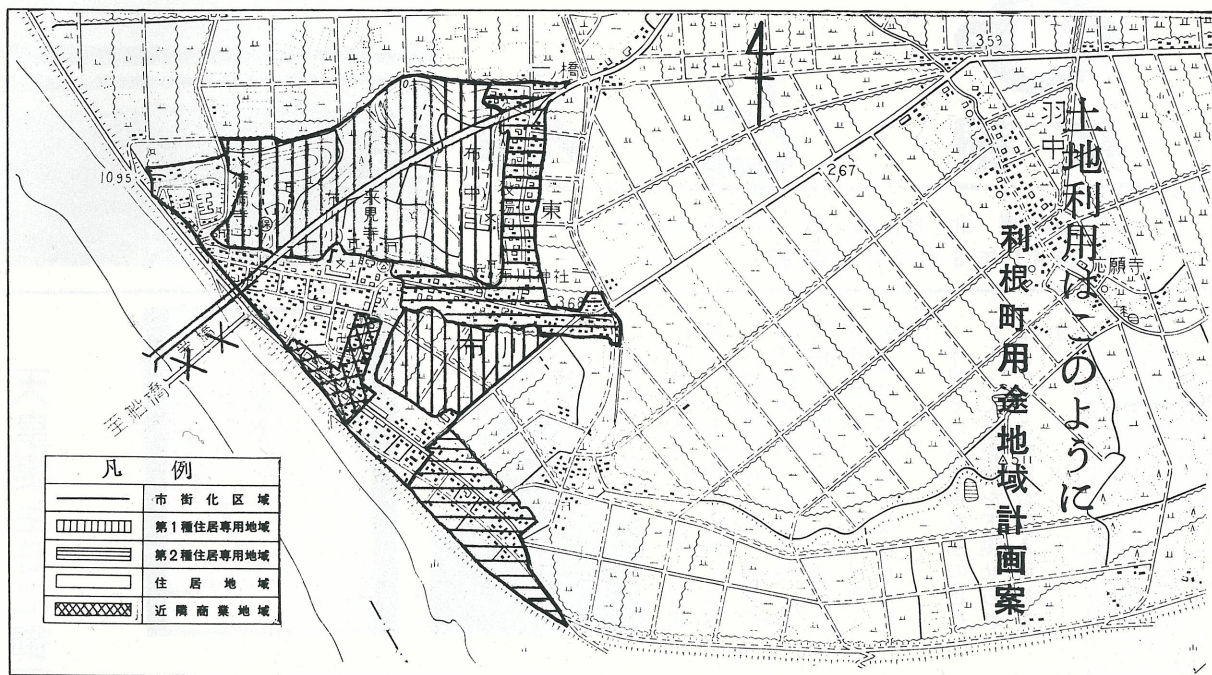
宮内庁長官 宇佐美毅

社会福祉法人利根町福祉会

文間保育所殿



つづつて保存いたしましょう



一、用途地域とは

人口や産業が集中し、さまざまな活動が行なわれ、ほろっとおくと、いろいろの形態の建物が無秩序に建ち並び、騒音、悪臭、日照妨害などにより、生活環境が悪化し、生産、交通、レクリエーション等、都市の機能が混乱し、住みにくい不便な街になってしまいます。

そこで、このようなことが起こらないように建物を建てる場合に、お互いを守るべき最低限の制限を決めたものが用途地域です。用途地域には第一種住居専用地域、第二種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の八種類があつて、それぞれの地域にふさわしいように建物の用途や、形態の制限が定められます。

この用途地域は、われわれが家を建てて生活するのに必要な道路を作るのと同じように、市街地や、これから市街地になるところには、必ず定めることになっています。

二、用途地域が決まるとどうなるか
都市計画区域内では、建物

を建てようとする場合、建築確認申請書を提出して、建築主事の確認を受けなければなりません。この確認が受けられないことになりません。

この用途地域の制限とは、前に申しました八種類の地域に適した建築物の制限と高さの制限、建ぺい率（建物の建物面積と敷地面積に対する割合）この場合は二階の面積は建ぺい率には関係ありません。容積率（建物の各階の床面積の合計と敷地面積に対する割合）たとえば、平屋で敷地いっぺいに建てるのと、敷地の半分を使って二階建を建てるのは、容積率は同じ一〇〇％です。斜線の制限等があります。

これらの制限を越える建築物は、建てられないことになりますのでご承知ください。なお、用途地域についての詳細は、役場の開発課へお問い合わせください。

三、利根町用途地域計画案

○第一種住居専用地域

- ▽八幡作土地区画整理地区▽
- 布川台地区▽下屋敷地区（建ぺい率四〇％、容積率八〇％）
- 三地区は、土地区画整理地

区、区画整理予定地区、民間宅造地区であり、不適格建築物の混入を防ぎ、良好な住環境を保護する地域です。

○第二種住居専用地域

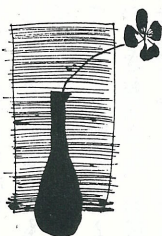
▽馬場地区の一部▽下柳宿地区（建ぺい率六〇％、容積率二〇〇％）この地域は工場やモーターなどが建築されることを防ぎ、教育環境の保護と住環境を保護する地域です。

○近隣商業地域

▽中宿、上柳宿の一部（建ぺい率八〇％、容積率二〇〇％）この地域は千葉・竜ヶ崎線の県道沿いで、まとまった路線の商店街として、これからも周辺の住民に対し、物品を供給する地域とする。

○住居地域

▽内宿、浜宿、上柳宿の一部馬場の一部（建ぺい率六〇％容積率二〇〇％）この地域は小規模な工場、商店、旅館は建てられますので、近隣商業地域に隣接し、今後とも住居地として保護する地域です。



議会だより

75才以上の医療費は無料に

【第二回臨時会】

昭和四十七年第二回臨時会は、去る五月二十二日役場の会議室で開かれ、次の三件が審議され、すべて原案どおり可決されました。

議案第一号 利根町国民健康保険条例の一部改正について
これは、利根町の国民健康保険に加入している者で、75

才以上のかたは、入院の場合を除いて、六月一日から無料で保険診療が受けられるというものです。

したがって、いままでお医者さんの窓口で支払っていた自己負担の三割額は、六月一日からの保険診療については全額町が負担しますので支払う必要はありません。

ただし、診療を受ける時には必ず町が発行した保険証と今回交付した老令者証明書とお医者さんの窓口に表示してください。

議案第二号 利根町国民健康保険条例の一部改正について
これは、第4条中、資産割額は「当該年度分として納付した、また納付すべき」を「当該年度分の」に改める……というように、国民健康保険条例の一部が改正されたものです。

議案第三号 茨城県民交通災害共済組合を組織する地方

公共団体の数の増加および茨城県民交通災害共済組合規約の変更について
これは、規約の内容の改正ではなく、茨城県民交通災害共済組合に岩井市を加入せしめ、「八千代村」を「八千代町」と改めたものです。



郷土誌編さんと
資料借用のお願い

町が三年計画で郷土誌の編さんをはじめたことは、昨年九月号でお知らせしたとおりですが、町内の皆様がたの家の中に古文書等がありましたら、編さん委員のかたまたは教育委員会に申してください。

その際は、委員がお伺いして、資料等を拝借したいと存じますので、ご協力のほどをお願い申し上げます。
(教育委員会)

またまた改善された国民年金

どうしてこのようにたびたび改善されるのでしょうかそれは国民年金が、直接みなさんのための制度だからです。国民年金で明るい老後を築きましょう。

保険料を納めている者

年金額10%引き上げ(47年7月から)
障害年金月額1級障害10,000円~11,000円に
2級障害8,000円から8,800円に
母子・準母子遺児年金7,600円から8,400円に

福祉年金では年金額の引き上げ(47年10月から)
老令福祉年金現在月額2,300円から3,300円に
障害福祉年金現在3,400円から5,000円に
母子(準母子)福祉年金現在2,900円から4,300円に
去年に引き続き年金額を中心に大幅に改善されました

所得制度の緩和(47年5月から)

- ◇本人現在35万円から38万円に(都道府県民税の非課税限度額)
- ◇配偶者現在180万円から250万円に(扶養親族5人の場合)扶養義務者の所得制限

恩給等との併給制限の緩和(47年10月から)

- ◇戦争公務による公的年金併給制限の緩和
現在準士官以下全額併給を中尉以下全額併給に
- ◇普通扶助料等との併給制限の緩和
現在福祉年金相当額から6万円以下に

保険料が7月から450円から550円に引き上げになります。

これはみなさんから納めていただく保険料(国がその保険料の半額を負担)を財源として、いろいろな年金を支給するという建前なので生活水準や経済の進展によって、年金の実質価値がさがることがないようにするため、年金額と保険料を引き上げることにしているからです。一般の物価等のようにそのときそのときの都合で引き上げるといったものではありません。

どうしても保険料を納められない人は、免険制度もありますから、係へ気軽に相談するなど保険料を滞納せず納めるようにしてください。

(利根町役場住民課)

区長会長に伊藤勝太郎氏

5月24日の総会で選ばれる

利根町区長会の総会が去る5月24日午後2時から役場の会議室で開かれました。

この日は、農繁期にもかかわらず、23人の区長さんが出席して、まず前会長長野口栄一氏のあいさつのち、小島町

長から47年度の予算のあらましと事業の概要について報告があり、続いて野口氏の司会で議事に移りました。

○昭利46年度事業報告について

○昭和46年度歳入歳出決算について

○役員改選について

○昭和47年度事業計画について

○昭和47年度歳入歳出予算について

以上すべて原案どおり可決され、新役員も次のとおり決定いたしました。(敬称略)

会長 伊藤勝太郎

副会長 五十嵐仙一、荒井弁夫、桜井薫

会計 戸村忠、角田孟
幹事 細田覚一、小嶋一郎
顧問 町長小島栄一郎、町議会議長上原欽治
それでは、ご多忙中にもか

区長名簿一覧表

文地区

部 落 名	区 長 名	戸 数
早 尾	大久保 一郎	40
大 平	五十嵐 仙一	8
横 須	蓮 沼 進一	70
羽 根	細 田 覚一	53
上 曾	寺 島 功	60
下 曾	河 村 頼	22
下 井	大 竹 功	17
押付新田	渡 辺 要	53
中 田 切	木 村 三郎	42

布川地区

押 付	深 山 一郎	20
内 宿	伊 藤 勝太郎	124
浜 宿	伊 藤 詳	35
馬 場	河 村 千代松	173
谷 原	吉 岡 武男	32
三 番	高 橋 三郎	7
中 宿	中 谷 孝	68
上 柳	宿 三 俊	66
下 柳	宿 戸 村 忠	53

文間地区

奥 山	荒 井 弁夫	26
押 戸	大 越 忠	116
大 房	染 谷 辰五郎	124
立 木	角 田 孟	145

東文間地区

羽 中	中 山 明	69
福 木	石 塚 嘉吾	56
中 谷	岩 戸 一男	81
立 崎	杉 山 夫	72
加納新田	桜 井 薫	102
惣 新田	小 嶋 一	61

- かわらず、日夜町行政の円滑なる運営と部落住民の福祉のために格別のご協力を賜わっており、区長さんがたを別記のとおりご紹介申し上げます。
- なお、総会終了後、次の四点について説明、お願い、お知らせ等がございましたので付記いたします。
- ① 田園都市計画について(農林事務所職員)
 - ② 動く町政懇談会参加者第二次募集について(回覧済)
 - ③ 環境衛生について(ゴミ処理問題とカ・ハエの防除方法について)
 - ④ 交通安全モデル地区出張試験について(耕うん機と原動機付二輪車)



【写真 は 区 長 会 総 会】

心配ごと相談日

毎週月曜日 午後一時から三時まで受付

場 所

利根町公会堂

相談内容

心配ごと・なやみごとなど
いつさい。

たばこは町で

買いましょう

たばこ消費税は、町の大きな財源となります。

町の財源確保のため、

たばこは町内のたばこ屋さんで買うようご協力ください。

回覧はすみやかに

回しましょう

役所の仕事についての

困りごととは行政相談員へ

◎ こういうかたはおりません
か

役所の仕事について

◎ テキパキやつてもらえない

◎ 不親切な扱いをうけた

◎ 納得できない

◎ どうしてよいかわからない

◎ こうしてほしい など、役

所に対する苦情や、相談や、意見があるが、どうも直接その役所には申し出にくいとかどこへ申し出たらよいかわからないというかたは、気軽に

福田一行政相談委員(利根町大字押戸一二九七番地、電話八五五七番)にご相談ください。

◎ こういうものを扱います

役所の仕事にはいろいろありますが、行政相談で扱うのは、国の役所の仕事をはじめとして、国鉄、電々公社、専売公社、公団、公庫、事業団などのように国から特別の監督をうけている法人の仕事、あるいは県や市町村などの仕事のうちで、国から任せられたり、補助金をうけたりして行なっている仕事についての苦情などです。

しかし、いざ具体的な問題になりますと、国と関係ある仕事かどうか、よくわからない場合もあります。そういうときは、とにかくお申し出になることをおすすめします。
昭和四十六年度に茨城県内

の行政相談委員が取り扱った相談件数は二六三一件にのぼっております。

◎ 相談されるかたに

行政相談委員は、皆さんの相談相手となって手続きを教えたり、相談の内容を国の役所に通知して解決をうながしたり、また県や市町村の仕事については、相談の内容を連絡して解決するようになっていきます

しかし、それでも解決しないとか、役所の処理が適正でないと思われるときは、行政監察局に通知して検討やあつせんをするようにしております。

申し出は、直接口頭ですることをおすすめしますが、簡単なものでしたら電話や手紙でもけっこうです。

取り扱いは無料です。また自分の名前を出したくないかた、申出内容を秘密にしたいかたは、ご希望にそうようにしてあります。



自転車に乗るときの

安全十則

- ◎ 自転車はいつも手入れして整備されたものを使うことがたいせつです。
- ・ 体格に合わせてサドルの高さを調整しましょう。
- ・ ブレーキはよくききますか？
- ・ ベルは鳴りますか？
- ・ ハンドルなどのネジはゆるんでいませんか。
- ◎ 左側を一直に進みましょう

二列、三列に並んで走るとは危険です。

◎ 大通りへ出るときは必ず一人たん止まって左右の安全をたしかめてください。このときは、片足を完全に地面につけて、きちんと止まります。

◎ 交差点で右に曲るときは、交差点の左側端にそって大回りをします。信号のあるところでは、まず青信号でまっすぐ進み、向きをかえて、進む方向が青に変わってから進みます。

◎ ふたり乗りをしてはいけません。

◎ 左、右に曲るときは合図をしてください。

◎ 特に右に曲るときは、後方からくる自動車に注意し、まず止まって自動車をやりすごしてから曲ってください。

◎ ゲタやサンダルをはいて乗っては危険です。

◎ ふざけながら乗ったり、カサをさして乗ることはやめましょう。

◎ 手に荷物を持ったり、ハンドルに荷物をかけたりするのは危険です。

利根町交通対策協議会
利根町交通安全協会
取手警察署



季節の花 庭先きのカラーやアマリリスがいまを盛りと咲き誇っており、やがて燃えるようなカンナの花が咲きはじめます。みんなで花を植えましょう。

商工会だより

納期特例者源泉税

(青中者)

一月から六月分までの源泉税は七月十日までに納付することになっていきます。

源泉税の出ない給与についても一月から六月までの支払総額、人員を報告することになっておりますので忘れずにいたしましょう。

報告だけの場合は、商工会窓口で取りまとめ送付いたしますのでお早めにご持参ください。

帳簿は毎月集計しましょう

毎月の取引は、整然と記帳されているのに月末の整理集計をしていないつけっぱなし帳簿がたいへん多いとのこと記帳の真の目的が経営管理とその改善に役立てるものでずから毎月一回は集計しなければ

ば事業経営に活用することはできません。

・月別掛売、掛買集計表の利用
得意先、仕入先が多数ある場合は、これらの表によって得意先に対する毎月の売上高受入高、月末残高、仕入先からの仕入高、支払高、月末残高が一目りょう然とし、売掛買掛に関する状況がよくわかります。

・現金収支の検算毎月実行
第一の目的 まちがいを発見できるという自己監査
第二の目的 経営成績月次検討が同時に行なえる
・月別掛売集計表
・月別掛買集計表
・月別総括集計表兼現金収支換算表
三表によって経営の改善を

図ることの重要性を認識しましょう。

六・七月事業

・店舗診断(企業診断員)
商品陳列、店舗の増改築を計画中のかたは、まず店舗診断を受けましょう。

・建築デザイン講習会(一級建築士)
新建材のすべてについて

・税務個別指導(税理士)
はじめて記帳するかた、現在記帳しているが勘定科目の

上半期の終わり

一九七二年のことしも、もう半ばを過ぎようとしています。光陰は矢のごとしなどと言えませんが、考えないにしても、過ぎ去ってしまったことを思い出すと、あれからもう半年もたつたかなあと、改めて思い返すこともありま

わからないかた、税に関するご相談を受けます。

・開催日時が決定いたしましたら、会員個々にご通知申し上げますから、ぜひご出席ください。

・町内店舗調査アンケート
・奥さま経営大学開催
常銀経営相談室長
中小企業診断士
・オートスライドによる研究会
(利根町商工会事務局)

お正月、こたつにはいつて考えたこと、あたたかくなるまでにはなんとか仕上げようと計画したことなど。サクラが散り、バラやシャクヤクに続いて、アジサイが咲きだすこのごろ、あはれは一体いまだうなっているのだろうか。夏草はほうっておいてもおい茂ります。季節はまちがいがなく回ってきます。このへんで上半期における生活全般についての反省をしてみましよう。

サラリーマンにとつては、うれしいボーナス月ですが、去年の暮れのボーナスのことを思い出してみ、しっかりと計画を立ててみましよう。



広報文芸

俳句： 布川 三谷てるを
利根堤日々暖かに日々青む
ふるさとの色香もゆかし蓬餅
新緑の樹海の間に間に鯉幟
闘病の日日空し春日去る
押付新田 鬼沢仁四郎
利根川の水のまにまにやまめ
釣り
雨蛙柳の枝にとびつきぬ
短歌： 羽中 高橋 良助
磐梯の鹿の子まだらの残雪に
寒むざむとして落葉松の肌
檜原湖のモーターボートに友
と乗るしぶぎの中にせまる磐
梯
押付新田 鬼沢仁四郎
庭先きの草の緑にかこまれて
すももの古木花つけにけり
栄橋のたもと車多きゆえ気
を配りつつ渡り行きたり

町勢 (昭和47.6.1現在)	
世帯数	1,797
人口	8,509
男	4,150
女	4,359
発行所	利根町役場
町長	小島栄一郎
編集	総務課 広報係
電話(利根)	(029768) 2211, 2212, 2213
印刷	倉沢印刷株式会社

